

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月17日(月)

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員(9名)

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

副議長	田中	香澄
-----	----	----

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
吉田 雄大	教育推進部長

横 山 尚 人	企画課長
岡 村 健 介	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
武 藤 充 輝	総務課長
坂 田 賢 司	契約管財課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
中 川 景 司	学務課長
宮 原 直 務	教育推進部副参事

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第88号 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について
- 2) 議案第89号 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約の一部変更について
- 3) 議案第90号 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契約の一部変更について

(2) その他

午後 6時09分 開会

○浅川委員長 それでは、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、関連する理事者として、坂田契約管財課長、大畑整備技術課長に御出席をいただいております。

○浅川委員長 理事会についてですけれども、必要に応じて、協議して開催したいと思います
が、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですけれども、付託議案審査3件、こちら3件とも、
柳町小学校・柳町こどもの森等の工事契約の変更であるため、3件を一括して審議し、態度
表明は議案ごとに行うことといたします。

その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、
本日の委員会を運営したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 それでは、付託議案審査3件に入ります。

議案第88号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更
について。

議案第89号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契
約の一部変更について。

議案第90号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契
約の一部変更について。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第88号、第89号及び第90号について、提案
理由を御説明いたします。

まず、議案第88号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一
部変更についてでございます。

議案集(3)データの61ページ及び工事変更概要を御覧ください。

本案は、工事内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第

5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約金額につきましては、変更前の金72億4,361万円から金76億3,167万9,000円に変更するものでございます。

続きまして、議案第89号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約の一部変更についてでございます。

議案集(3)データの65ページ及び工事変更概要を御覧ください。

本案は、インフレスライド条項の適用等により契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約金額につきましては、変更前の金9億4,785万9,000円から金10億5,431万7,000円に変更するものでございます。

続きまして、議案第90号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事請負契約の一部変更についてでございます。

議案集(3)のデータ69ページ及び工事変更概要を御覧ください。

本案は、議案第89号と同様の理由により提案するものでございます。

契約金額につきましては、変更前の金5億6,635万7,000円から金6億2,253万4,000円に変更するものでございます。

よろしく御審議の上、いずれも原案どおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは、板倉委員。

○板倉委員 柳町小学校・柳町こどもの森の改築工事についての変更概要ということで、今回、3つの議案が出されているわけですが、私は88号のところでお聞きをしたいと思います。

今回、3億8,800万円余りが増額ということなんですけれども、変更概要で1から5まであるんですが、それぞれの金額の内訳を出していただきたいと思います。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 内訳でございますが、税抜きの金額となりますが、(1)番が2億5,135万円、(2)番が5,978万円、(3)番が3,137万円、(4)が367万円、(5)が659万円となっております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ありがとうございます。それで、(2)のところをお聞きしたいんですけども、令和5年9月11日から令和6年5月12日までの工事を一時中止したということで、その間の費用及び工期の延伸に係る変更ということなんですが、8か月ですけれども、実質は何日間だったという数字が出てくるのかどうかということと、金額の設定というか、計算方法、その工事を中止した計算方法という、何かそういうのがあるのかどうかということと、あと、(4)のところで、ボーリング調査の結果、杭の長さを変更するということなんですけれども、これは解体工事の前にもボーリング調査をやったということなんでしょうか、そういう受け止めでいいのか、その辺、お聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 まず、埋蔵文化財調査に伴う中止ですが、令和5年9月11日から令和6年5月12日までということで、工期の一番下のところに、増減の378日の括弧のところで、うち控除日数245日と記載しておりますが、この245日がこの中止期間に該当する日数でございます。

また、中止に伴い、必要な経費の計算方法ということで、国等の基準により、工事を中止したときのそういった現場維持に係る必要なものというものが示されております。具体的に申し上げますと、現場を維持するに当たっての人件費、それから事務所経費、仮設費等、光熱料等を含み、様々な現場を維持するために必要な経費というものが示されておまして、それを全て根拠を確認した上で積み上げて算出をしております。

それから、杭の変更ですが、設計の時点で敷地の内部でボーリング調査を8か所行っております。その数値を基に杭の長さ等を構造の設計をして決めております。今回、もともと幼稚園があったところに2期校舎を建てるということで、幼稚園があったところは事前の調査ができませんので、近傍でボーリング調査を行った結果に基づいて、杭の長さを設定しておりましたが、解体をした後に追加で、もともと建物があったところにボーリング調査をしたところ、もともと予定していた杭の長さでは強度が足りないということで、今回、変更を行ったところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今回のボーリング調査によって、杭の長さを変更する必要が出てきたということだったんですけども、そのボーリング調査についてですが、何か所ぐらいボーリング調査をやったのか、その辺と、あと、ちょっと戻っちゃうんですけど、埋蔵文化財の調査については、本庁舎までやったということで、この日付になった。まず、試掘をやって、必要があ

って本庁舎というところに進んでいくかと思うんですけども、この中止した期間については、本庁舎ということもこのときに進んでやったということなのか。

で、5番目についても、山留め工事と杭工事のときには、設計図に記載のない、そういう杭だとかが出てきたということなんですけれども、この件については、今までもこういうような状況って、いろんな工事のところでこうした状況って出てくるのではないかと思うんですけども、その辺は、もっと精密なというか、調査というか、そういうことができなかったんではないかということをお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 先ほども答弁させていただきましたが、設計の時点では敷地の中で8本のボーリング調査を行っております。今回、追加で調査を行ったところでございます。

それから、埋蔵文化財調査につきましては、今回中断した期間は本庁舎に係るものだけでございます。試掘調査は、今回より事前に行っておりまして、その結果、必要な日数というものも提示されまして、それによって工事を一時中断したということでございます。

それから、地中埋設物と地中障害等、ほかの工事でも発見されて、設計変更するということが度々起こっておりますが、事前に前の建物の図面等により想定できるものは一定程度想定して、解体工事の設計をしておりますが、どうしても図面が残っていないですとか、そこまで精緻になかなか想定し切れないというところで、今回こういった形での変更となっております。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

岡崎委員。

○岡崎委員 今回、インフレスライド条項の適用により、契約金額が増額の提案ですけれども、建通新聞という建築の、先週の記事に、23区の状況が書いてありまして、調査結果が出ておりまして、基本的には、23区とも請求があれば原則適用されているということなんですけど、その記事の中でちょっと気になった点があるんですけど、受注者の請求額どおりにならなかったケースはあるものかとあるんですけど、それがどういうものかというのは、この中までは分からないんですけど、文京区的には今回、事業者側から請求額があったと思うんですけど、それを文京区としてはどんな感じで精査したんでしょう。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 インフレスライドの仕組み上、まず受注者のほうから請求を受けて、そ

の際に幾ら上がったということを根拠とともに示してもらいます。そういった中で、区として、その金額の妥当性といったものを全部精査して、上がったと認められるものについて、対象とし、金額のほうを算定して、その金額を受注者のほうに提示して、そこで協議をして合意したものを変更するといった仕組みとなっています。

そういった意味で、全く受注者の金額そのもののぴったりにになるとは限らないんですけども、ただ、今回請求を受けた金額については妥当性が確認できておりますので、おおむね受注者の請求に近い金額での変更となっております。

(「はい、結構です」と言う人あり)

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

千田委員。

○千田委員 私は、89と90号について質問いたします。

変更概要なんですけれども、どちらも(1)、(2)、インフレスライドと、あと中止期間中によるものと、工期延長によるものということになっているんですけど、それぞれに(1)と(2)の内訳を、金額ですね、をお願いしたいのと、あと、インフレスライドが何%ぐらいで、これが、先ほど総務区民委員会のほうでも質問がありましたけど、一般的な10%、14%、そのパーセントと、それが一般的なものか。もしそれが離れているのであれば、その理由を伺いたい。

もう一点、この(2)の中止期間中の費用なんですけど、先ほど板倉委員からも質問がありましたが、算出方法は同じと考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 まず、89号、空気調和設備のほうの内訳でございますが、こちらも税抜きになりますが、(1)番が7,726万4,000円、(2)番が1,951万6,000円でございます。

それから、90号、給排水設備工事の内訳ですが、(1)番が3,581万6,000円、(2)番が1,525万4,000円でございます。

それから、インフレスライドの上がり幅というか、何%というところになるんですけども、給排水と空調設備で、給排水設備のほうはインフレスライドの請求が2回目となります。そのため、前回の基準日から今回の基準日まで23か月相当の上がり幅ということになりますが、10.82%ほどの上昇となっております。

それから、空気調和設備のほうは、インフレスライドの請求が今回1回目となりますので、当初の契約時点から47か月分の上昇という形になりますが、12.81%といった形となります。

インフレスライドのパーセンテージについては、業種ごとによって大分前後してまいります。今回は、期間も含め考慮すると、給排水のほうの上昇率が高い感じなのかなと思うんですけども、給排水設備については、工事に占める人件費の割合が割と高いというところで、今回、労務費が割と上昇しているというところもありまして、空気調和設備よりも期間を考慮した場合の上昇率は高くなっているかなと思います。そういったことも含めて、世の中で物価が上昇していて、インフレスライドになっているという状況から鑑みても、上がり幅的には妥当な数字ではないかというふうに思います。

それから最後に、埋蔵文化財調査に伴って中止期間中の費用に関しては、先ほどの建築と同じ積算方法でございます。

○浅川委員長 千田委員、よろしいですか。はい。

それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点だけです。

昨年11月だったと思うんですけど、区議会に改築工事による児童の学校生活環境への影響を危惧する陳情が寄せられたんですね。今回も工期の延伸とか追加工事などがあると思うんですが、保護者等への説明はどのようにされているんでしょうか。その不安の声とか苦情などないでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回の延伸につきましては、埋蔵文化財の本調査が行われることによる延伸となりました。また、それに併せて、児童数の増に対応するための第二仮設校舎を建設することとなっております。昨年度の段階で現在の状況に含めまして説明会を行ったところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今、申し上げたとおり、その説明会では特に不安の声であるとか、こうしてほしいというような要望もなかったということによろしいんですね。

あと、子どもの体を動かす機会が減っているんじゃないかみたいな声もあったので、そのあたりの、これは今後の対応をお願いできればというだけです。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、まずは議案第88号、この各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第88号、請負契約の一部変更についてですが、先ほど課長答弁もありましたように、主なものがインフレスライドによるものであるという答弁をいただきました。また、加えて、埋蔵文化財発掘調査に伴って、8か月間工事が中止になったことで、また費用が発生したと。また、埋蔵文化財発掘に伴って、安全確保等のために様々な工事変更になったためであることも記述のとおりでございます。

以上のことを鑑みて、契約金額の変更は妥当と考えますので、議案第88号、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第88号、先ほど質疑もいたしましたけれども、額的には大きいですがけれども、妥当性を含め、きちんと精査をしての契約変更でございますので、公明党、賛成でございます。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第88号、インフレスライドや工期延伸に伴う、やむを得ない契約変更と認識しておりますので、市民フォーラムは賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 こちら議案第88号に関しましては、インフレスライド条項適用によるもの、埋蔵文化財発掘調査に伴った地盤改良工事、地中障害に対応するための木の杭の処理工事など、安全性等を含め必要な作業のための増額変更ということでもありますので、賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 柳町小学校の建て替えについては、まだ工期が令和9年11月4日までということですから、引き続き人件費や資材が高騰しているという中では、こうしたインフレスライド条項の適用ということもあり得るのかなというふうに思いますので、その辺は事業者さんとの綿密な話し合いも続けていただいて、適正な形でやっていただきたいということを要望して、88号、賛成をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAも賛成です。今、申し上げたとおりですけど、具体的には声は出てないかもしれないんですが、昨年の陳情はその切実な声でしたし、工期延伸で控除も含めると丸1年延びるんではしたかね、いわゆる子どもの学習環境もそうですし、運動環境もそうですが、もし悪影響があるのであれば、それが1年延びてしまうということですので、くれぐれもその部分に配慮いただいて、進めていただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは、議案第88号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定します。

続きまして、議案第89号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員 日本共産党、先ほど板倉委員が申し上げた議案第88号と同様な理由で、第89号、賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 議案第89号に関しましても、インフレスライド条項適用によるもの、埋蔵文化財発掘調査に伴う中止期間中の費用及び工期延伸に係るためのものですので、こちら賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第88号と同様の理由で、議案第89号、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第88号と同様の理由で、議案第89号、賛成いたします。

○浅川委員長 自由民主党さん。

○市村委員 議案第89号、88号と同様の意見を付して、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 A G O R Aさん。

○沢田副委員長 A G O R Aも同様の意見で、第89号、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第89号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第90号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第90号、先ほど88号と同様の意見を付しまして、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第90号、同様に賛成いたします。

○浅川委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第88号、89号と同様の理由で、第90号、賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 維新文京も、議案第88号、議案第89号と同等の理由で、こちら賛成です。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○千田委員 議案第88号と同様な理由で、日本共産党は議案第90号に賛成いたします。

○浅川委員長 A G O R Aさん。

○沢田副委員長 A G O R Aも同様の理由で、第90号、賛成です。

○浅川委員長 それでは、議案第90号の審査結果を御報告いたします。

賛成8、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告についてですが、文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 委員会記録についてですが、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 それでは、以上をもちまして、文教委員会を閉会いたします。

なお、本会議での委員会報告文案の確認を行うため、各委員はその場にお残りいただければと思います。よろしくお願いします。

午後 6時34分 閉会